ＰＣＲ検査についてのFAQ（８月12日時点と同じ）

Q１

今回の要請は、8/2～8/31の緊急事態宣言期間だけの対応か。９月以降、宣言が発出されれば、この対応を実施するのか。

A１

あくまでも今回の緊急事態宣言の期間である８月３１日までの措置です。９月以降については未定です。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。

Q２

検査キットは、余分に送付してもらうことは可能か。

Ａ２

　可能です。別紙様式の「参加児童生徒数」の欄に、追加必要数を加えて記入ください。

Q３

未使用の検査キットは、返却する必要はあるのか。

Ａ３

　　未使用の検査キットは、検体を回収する際に、必ず一緒に返却してください。

　破損していたキットがあった場合も同様です。

　学校に検査キットを残さないようにお願いします。

Q４

検査キットを申し込んだが、やむを得ない事情により、急遽、修学旅行が延期になったため検査が不要となった。どのように対応すればよいか。

Ａ４

　速やかに大阪府教育庁小中学校課学事Gまでご連絡ください。

Q５

修学旅行等に参加予定の児童生徒がＰＣＲ検査を受けられない場合、どのように対応すればよいか。

Ａ５

検査の趣旨をふまえ、市町村教育委員会及び学校で個別の判断により、対応をお願いします。

Q６

ワクチンを接種した中学生や教職員にもPCR検査は必要か。

Ａ６

　修学旅行等に参加するすべての児童生徒及び引率の教職員に対して検査の実施をお願いします。

Q７

検体の採取は学校で行うのか。児童生徒の自宅で採取することは可能か。

Ａ７

どちらで行っていただいてもかまいません。各校で方法はご判断ください。

Q８

家庭の事情で不在のため、学校からの一括送付を行う日までに検体採取を行うことができない児童生徒がいる。後日送付などの個別対応は可能か。

Ａ８

原則として、個別対応はできません。ただし急病などの緊急対応時のみ業者の店舗（伊丹空港内）に各学校にて持ち込んでいただければ、対応が可能となる場合がございます。

　詳細は、大阪府教育庁小中学校課学事Gまでご連絡ください。

Q９

検査の実施日を「おおよそ出発６日前」と設定している理由は何か。学校の実情により、実施日を柔軟に設定してもよいか。

Ａ９

　民間業者によるＰＣＲ検査のため、陽性と判定されたとしても、新型コロナウイルス感染症に罹患していると確定したわけではありません。その後、医療機関にて受診し、再度ＰＣＲ検査等を受けることによって、罹患が確定されます。

　業者による検査結果が判明するまでの日数を２日、医療機関にて診断が確定するまでの日数を２日、疫学調査の日数を１日と想定のうえ、日程に余裕を持たせて、検査の実施日を「おおよそ出発６日前」と設定しています。

　上記の理由、および地域の実情に応じて、検査の実施日を各学校で設定してください。検査結果がわかるのは早くても検体送付より2日後です。

Q１０

今回のPCR検査で「陰性」となっていても、その後、濃厚接触者と保健所により特定された場合、修学旅行等には参加できないのか。

Ａ１０

　「濃厚接触者」と特定された場合は、出席停止となり、参加することはできません。詳細は、保健所と相談の上、対応ください。

Q１１

市町村独自でPCR検査を実施してよいか。

Ａ１１

　構いません。

Q１２

府委託業者の事業によるPCR検査を実施するにあたって、市町村での予算上の措置や、学校での検査キットの受領報告等は必要か。

A１２

　　市町村での予算上の措置は必要ありませんが、以下の事務手続きをお願いします。

1. 市町村教委は様式１により府へ検査キットの必要数等の報告、検査実施状況の報告（※）
2. 学校は児童生徒から検体を回収、業者へ検体及び様式２を送付
	* ①のうち、検査実施状況の報告にかかる詳細については別途お知らせします。

Q１３

検査キットの扱い等、業者に問い合わせたい。

A１３

　原則として、直接の問い合わせはご遠慮ください。